

住宅宿泊管理業者の違反行為に対する監督処分の基準（案）に関する 意見募集の結果について

令和 5 年 1 月
国土交通省不動産・建設経済局

国土交通省では、令和4年11月25日から令和4年12月26日まで、住宅宿泊管理業者の違反行為に対する監督処分の基準（案）に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、1件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

No.	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	しっかりとした監督処分の基準が設けられることで、利用者側に一定の安心感が生じる。定期的な監督管理と処罰および指導が重要だと思う。	ご意見ありがとうございます。 住宅宿泊管理業の適正な運営の確保に努めてまいります。